5. 今後の取組み

5.1 整備の進め方

(1) 基本的な考え方

世田谷区が管理するネットワーク路線については、既設の路線(延長約 150 km)から優先的に整備すべき路線(以下、「優先整備路線」という。)を選定し、効果的かつ効率的に自転車通行空間の整備を進める。優先整備路線の整備は平成 36 年度までとし、全路線の整備は平成 37 年度以降の早期に完了を目指す。

整備に際しては、自転車通行空間の整備効果を十分に発揮させるために、なるべく断片的な整備は行わず、できるかぎり連続的に整備を進める。

なお、近い将来、道路の新設や改修工事を予定している路線については、コスト縮減の 観点から、その工事の際に自転車通行空間の整備を行う。

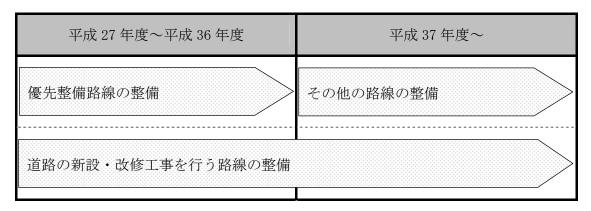


図 5-1 整備スケジュール

(2)優先整備路線

優先整備路線は次の基準により選定する。優先整備路線を図 5-2 に示す。

優先整備路線の選定基準

1. 駅周辺の路線

駅周辺の路線は通勤・通学や買物などで自転車利用が多く、自転車関与事故も多く発生している。自転車通行空間の整備により、通行ルールの効果的な周知・啓発、事故の抑制が期待できる。駐輪場のある駅を中心とした半径500mのエリア内を目安に路線を選定する。

2. 自転車関与事故の多い路線

上記1に該当する路線以外で、特に自転車関与事故が多く、早急に対策が 必要な路線を選定する。

3. 連続性を確保するための路線

自転車は通勤などの目的で中・長距離の移動にも利用されているため、できるだけ連続した自転車通行空間を整備することが望ましい。連続性の確保のため、上記1・2の路線を繋ぐ路線や国道・都道へ繋がる路線を選定する。